

平成 29 年度地域包括支援センター職員の配置について

1 地域包括支援センターの職員配置の方針

本市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置については、国で定める高齢者人口の基準を基本とし、国の基準を超える部分については、本市独自基準を設けている。

国で定める基準 （介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 項）	市で定める独自基準 （仙台市介護保険条例第 2 条の 19 第 2 項）
地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 3,000 人から 6,000 人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師 1 人、社会福祉士 1 人、主任介護支援専門員 1 人とする。	第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 6,000 人以上を超えた部分についておおむね 2,000 人までごとに国で掲げる者（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）又は介護支援専門員のうちから 1 人を配置する。

2 29 年度増員となる地域包括支援センター

圏域内の高齢者人口が国基準であるおおむね 6,000 人に達すると見込まれる以下のセンターについて、職員体制を 3 人体制から 4 人体制とする。

○将監地域包括支援センター

【29 年 4 月 1 日 高齢者推計人口（※）】 5,995 人

※28 年 4 月 1 日時点の高齢者人口に国が発表している生存率をかけて独自に算定した推計人口